

ます。従つてこれが実現を可能ならしむるためには、特にその長を強調する  
必要あり「有給休日制」の言葉は「祝祭日有給制」と改むる方が至當であらう  
かと思はれます。

共済組合法人化は、一時頗る好望な状態にあるが如く觀察を小たかぶり  
すか、その実現に對して、民間共済組合との均衡上、資本家方面より反對  
動向たるもの如く、官業共済組合のみを法人化は討議会策上非常に困  
難らしく視測されるのであります。けれど、共済組合の本質に鑑みれば、  
資本家の御都合主義による反對のために阻止せらるゝが如きことは決して許さ  
ざるべき事もなく、殊に當然法人たゞまの健康保険組合を代行して、その官業  
共済組合は即此、法人化すべきであります。故に本問題に就いては、全官  
業共済組合の一致せる討議に依つて、関係當局の誠意を叩くと共に、資  
本家の横暴を抑へなければなりません。

八時間労働制の實現、お休文書の確立、退職手当制の制定、災害補償  
制度の確立、最低賃銀制の確立、等は何れも進歩的労働條件の根本  
をなすものであるにも係らず、その何れに對しても何等見よべき成果のない  
ことは、一に経済不況の影響甚であることは謂へば遺憾ありません。就中お休文  
書制度は、各加盟組合毎に認められつゝ、あるにも係らず、その聯合体たる聯盟に對  
して認められなかつたと言ふことは矛盾ありと言はねばなりません。海員組合が遭難  
船員手当規定の制定に依つて、災害補償制度を確立し、標準給料最低  
月額を戦い取つたことに依つて、最低賃銀制の基礎を築き得た事実は特に  
吾々の注意を要する事でありまして、その实例に鑑みるとき、國家的大工業  
たる海軍々需工業に於て、この種の制度の實現の不可能なき筈は漸して  
なると謂はねばなりません。

国際労働條約の批准、国内労働立法の完成等が歴々として進まぬことけ